

教職大学院における実務家教員について(案)

(1) 中教審答申(平成24年8月)での記述

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

①教職大学院の拡充

- 指導に当たる教員については、実践的指導力の育成に寄与できるかの観点から評価をし、学生が、新たな学びを展開できる実践的指導力などを身に付けることができる教員組織体制の構築を図る。さらに、実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求めるとともに、現在4割以上とされている、必要専任教員数全体に対する割合の見直しを検討する。

(2) 関係法令の抜粋

○専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部科学省令第二十八号)第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九条第一項に規定する教員の数に参入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

○専門職大学院に関し必要な事項を定める件(平成15年文部科学省告示第53号)

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務能力を有する教員)

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同課程を編成する専攻を置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者とする。

- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(略)

- 5 教職大学院に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね四割」と読み替えるものとする。
- 6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

※参考 教職大学院における実務家教員の割合を「おおむね4割」以上とする理由について

(平成18年7月中教審答申抜粋)

教職大学院についても、I. 4. で指摘したような現行の教員養成システムの課題を踏まえ、学校教育に関する理論と実務の融合を図るためには、専任教員のうちの相当割合の者については、教諭等としての実務経験を有する実務家教員とすることが重要である。

特に、教職大学院については、一般的に学部段階において教員としての基礎的・基本的な資質能力が養成されるという我が国の教員養成システムを前提に、より実践的な内容を教授する必要があることから、実務経験を有する者の役割がより重要となる。このため、教職大学院においては、必要専任教員に占める実務家教員の比率をおおむね4割以上とすることが適当である。

(3) 現行基準の算出方法

(必要教員数：収容定員が166名未満の場合)

学校教育専攻の研究指導教員数	$5 \times 1.5 = 7.5$	7名 (小数点以下切り捨て)
同 研究指導補助教員数		4名

計	11名
---	-----

(実務家教員)

$11 \text{名} \times 0.4 = 4.4$ = 5名 (小数点以下切り上げ)

うち、3分の2 (3名) は、みなし専任教員で可能

(4) 検討事項

①基本的な考え方

- 大学における教職課程とは、小学校等での学校教育を担う教員を養成する課程であり、教職課程において学生の指導に当たる大学の教員には、学校現場の現状や実践について深い理解が求められる。

しかしながら、現行の教職課程については、大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く学校現場が抱える問題に必ずしも十分対応していないこと、教

職経験者が授業に当たっている例も少ないなど実践的指導力の育成が必ずしも十分でないことが、特に修士課程において指摘されてきた。

このような課題意識のもとに、高度専門職業人養成の役割を大学の教職課程で十分に果たすため、教職大学院制度が創設されており、教職大学院では、教員の養成を目的とする課程としての意識を共有した指導教員が確保されることが期待されている。

- 教職大学院制度が創設された背景を踏まえると、教職大学院のすべての教員に対して高度専門職業人養成の目的意識が共有される必要があり、まずは当面の課題として、いわゆる研究者教員も含めた教職大学院の教員の在り方という観点から、実務家教員について検討する必要がある。
- 教職大学院は、理論と実践を架橋した指導方法・内容を特長とするカリキュラムを持つことから、学校現場との連携のもと教育活動が行われるものであり、実務家教員、研究者教員という区分の議論をする前に、すべての教員において学校現場についての深い理解が求められる。よって、中長期的な目標としてはすべての教員が実務の経験を持つことが望ましいのではないかと。

②検討事項

- 上記のことを踏まえると、検討すべき論点として以下のようなものが考えられる。
 - ・ 教職大学院の教員に求められる経験、能力はどのようなものか。
 - ・ 実務家教員に期待される役割とはどのようなものか。
 - ・ いわゆる研究者教員の実務経験についてどう考えるか。
 - ・ 現行の実務家教員の割合（専任教員のおおむね4割）は適切か。
 - ・ 中長期的目標として、すべての教員が実務の経験を持つことが望ましいと考えることでよいか。またその場合、具体的にどのように達成していくべきか。

1. 教職大学院における「実務家教員」の在り方について

専門職大学院においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、専任教員のうち3割以上を実務家教員とすることを義務付けている。特に、教職大学院においては、学校教育に関する理論と実践の融合を図るため、専任教員のうち4割以上を教職等としての実践経験を有する実務家教員とすることとされている。

実務家教員の範囲等については、既に専門職大学院設置基準等により規定されているが、教職大学院における教育がその制度創設の趣旨からも充実したものとなるためには、その適切な運用が不可欠である。このため、教職大学院制度の在り方を検討した専門職大学院ワーキンググループとして、教職大学院における実務家教員の在り方について、とりまとめたものである。

1. 実務家教員の在り方・役割

- 教職大学院におけるカリキュラムにおいては、学校教育に関する理論と実践との融合を意識した指導方法・内容である必要があり、このため、実務経験を通じた具体的事例等を基とした内容を展開することのできる、実務家教員の役割が重要となる。
- しかしながら、このような実務家教員に求められる役割は、単に事例についての知識の豊富さだけではない。教職大学院における指導内容が、実践の構造化、臨床的な実証研究の構築であることから、実務家教員には、事例や事例知識等をコーディネートしていく役割とともに、理論と実践の架橋を体現する者として、研究的省察を行い、リードする役割が求められる。
- また、教職大学院におけるカリキュラム全体から鑑みた場合、特定の科目のみにおいて実践事例が扱われ実践性が意識されるものではない。このため、教職大学院においては、実践的な内容は実務家教員のみにより分担・分業されるべきものとの考えをとるべきではない。実務経験を有する実務家教員といわゆる研究者教員とがともに協働しつつ、全体として実践的内容を意識した教育が展開される必要がある。

2. 実務家教員の範囲

専任教員に含まれるべき実務家教員の範囲については、専門職大学院設置基準等により、担当する専攻分野に関する（1）高度の実務能力、（2）高度の教育上の指導能力、（3）実務の経験、の3つの観点から定められている。

（1）専攻分野に関する高度の実務能力

- 高度の実務能力に関しては、専門職大学院設置基準等上、「専攻分野における、高度の実務の能力を有する者」、「専攻分野について、高度の技術・技能を有する者」等と定められている。
- この高度の実務能力の範囲については、教員等学校教育関係者の場合のほか、学校教育関係者以外の者であっても幅広く想定され得るが、いずれの場合であっても、担当科目に対応した内容について評価する必要がある。

(2) 担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力

- 高度の教育上の指導能力に関しては、専門職大学院設置基準等上、「その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる」者と定められている。

◇ 教員等学校教育関係者の場合について

- 実務家教員においては、実務経験から来る実務の経験知・識見を単に有するのではなく、知見を理論化し一般化した上で適切に教授できるなど、担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力を有する者である必要がある。
- この評価方法として、従来のいわゆる研究者教員の場合と同様の研究論文を求められるものではないが、例えば、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等、校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であることが適当である。
- また、特に、理論と実践の融合を目指す教職大学院における授業においては、実務家教員には、実践知と理論との架橋や、実践経験の研究的省察をリードすることが求められる。このため、上記研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等においては、理論や実践の一般化に係る内容が包含されている必要がある。
- なお、教職大学院における授業では、教育現場における課題を中心に据え、こうした課題について教員・学生がともに調査・検討を行い、その解決を図る条件・方法を探る実践研究（ワークショップ、事例研究、模擬授業等）や、実際にその仮説をもとに実地に調査試行を行い、その成果等を発表・討議すること（フィールドワーク等）などが中心となることから、実務家教員には従来とは異なるこれら新しい指導方法への資質がより期待される。

◇ 教員等以外の者の場合について

- 教員等学校教育関係者以外の者の場合、多様な経歴を有する者が想定されるため、一概に考え方を示すことが難しいが、学校教育関係者の場合と同様に、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であることが適当である。

(3) 専攻分野における実務の経験

- 実務経験に関しては、専門職大学院設置基準等上、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有する」者と定められている。

◇ 教員等学校教育関係者の場合について

- 教職大学院における教育は、特に現職教員学生に関しては、一定の実務経験のある者を対象に学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるものである。この観点から鑑みれば、指導にあたる大学教員は実務家として学生に対し適切な指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者である必要がある。
- この観点からいえば、例えば教諭の場合、標準的な勤務経験（担任サイクル、主任等の経験）を考えれば、概ね20年程度の経験が必要である。
- 他方、教諭としての経験の後、校長・教頭等の管理職、指導主事の経験を有する場合等、その職務の性質の相違を勘案しつつ、教諭としての経験期間よりも長く評価することによ

り、全体として同等以上と評価し得る期間である必要がある。

- 上記の期間に関しては、学校内での教員以外の勤務経験や、幅広い教育関連行政における勤務経験、教育関連業務への従事経験等はこれに含めることができるものとするのが適当である。
- 現在、大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合、実務家教員として認定するためには、実務経験の期間と実務から離れてからの期間とを勘案して評価することが必要である。概ねの目安としては、実務を離れてから5～10年以内であることが標準である。この場合、実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。

◇ 教員等学校教育関係者以外の者の場合について

- 教員等学校教育関係者以外の者の場合、担当科目と実務の経験との関連が認められる限り、専攻分野における実務経験として評価され得る。
- 教員等学校教育関係者以外の者の場合、多様な経歴を有する者が想定されるため、一概に考え方を示すことが難しいが、それぞれの分野における特性に鑑みつつ、学校教育関係者の場合と同等以上と評価し得る経験を有する者であることが適当である。
- いわゆる「元実務家」の場合の考え方についても、一律な基準を示すことは難しいが、それぞれの分野の特性を考慮に入れつつ、教員等学校教育関係者と同様の観点から評価されるのが適当である。

3. 実務家教員の構成について

- 実務家教員については、担当科目との関連が認められる限り、その実務経験は幅広く評価し得るが、全体としては、学校教育に関する実務経験者を中心として構成されることが適当である。
このため、必要専任教員数の3割以上は、教員等学校教育関係者とするのが適当である。

(参考) 教職大学院における実務家教員の例について

○岐阜大学

専任教員数	うち実務家教員数	(教委との交流人事数)
14	6	1

(実務家教員の主な職歴例)

A教授: 国立大学附属小学校副校長、岐阜大学非常勤講師、
公立小・養護学校長

B教授: 公立小・中学校長、県教育事務所長、
県教委義務教育総括監

C准教授: 公立小・中学校教諭、県教育事務所指導主事、
県教委管理主事 (県との人事交流)

○兵庫教育大学

専任教員数	(教職経験者)	うち実務家教員数	(教委との交流人事数)
42	24	13	0

(実務家教員の主な職歴例)

A教授: 県立高等学校長、県教育委員会教育事務所長

B教授: 公立小・中学校教諭、市・県教委指導主事
(修士・博士の学位を取得)

C教授: 公立中学校・高等学校教諭、市教委指導主事、
国立教育政策研究所調査官(修士・博士の学位を取得)

○岡山大学

専任教員数	うち実務家教員数	(教委との交流人事数)
14	6	2

(実務家教員の主な職歴例)

A教授: 公立小学校・特別支援学校教諭、
国立大学附属特別支援学校教諭・主事・副校長

B教授: 公立小学校養護教諭、市教委指導主事、市立小学校長

C准教授: 公立小学校・特別支援学校教諭、県教委指導主事
(県との人事交流)